

令和元年6月17日現在

機関番号：32508

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26285115

研究課題名(和文) 若者期の生活保障の構築に向けた国際比較研究～社会的に排除される若者層を中心に～

研究課題名(英文) International comparative study on life security of young people

研究代表者

宮本 みち子 (Miyamoto, Michiko)

放送大学・教養学部・客員教授

研究者番号：60110277

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,000,000円

研究成果の概要(和文)： 困難な状況にある若者を対象とする行政施策と支援現場の実態調査から、若者施策が若者の生活保障として有効かどうかを検討した。その結果、若者の責任は親にあるという前提(親頼み)、若者問題の私事化、支援の対象から漏れる率が高い(低い補足率)、生活が成り立つ段階に至らない(不完全な支援効果)という特徴があることを把握した。若者支援策は権利保障に立つ普遍型ではなく非権利保障に立つターゲット型となっている。また、低い民間委託費のために支援人材が育たず人材不足に直面している。近年価格競争入札によるビジネス化の傾向もあり、権利としての若者保障が確立せず、時間とともに風化しかねないことが危惧される状態にある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

就労困難その他多様な困難を抱えた若者に対する施策は2000年代に入ってさまざまな方法で展開した。それらが若者のトータルな生活保障に資するものになっているのかどうかを検証し、質の高い若者政策へと高めることが必要である。本研究は総合的な視点をもって若者研究、若者施策、若者支援の実態を調査し施策の検討を重ねてきた。なお本研究は、大学研究者と実践家と行政職員との共同研究であるが、このような研究方法は、社会政策志向の研究を進める上で有効性が高いことも証明された。

研究成果の概要(英文)： This research has examined how effective the youth policies and the support programs currently available are for the purpose of providing the security for the lives of young people from disadvantaged backgrounds with multiple obstacles. Four issues have been identified as the result: (a) the responsibility for young people is generally assumed to be of their parents; (b) youth issues are considered to be personal problems; (c) high percentage of unclaimed benefits amongst the entitled; and (d) insufficient support for young people to build independent lives. The result indicates that the current youth support policies are strategies for addressing various issues that young people are facing as separate, unrelated problems and not the policies to ensure young people the basic human rights to which they are all entitled. The research has also identified the shortages of high quality human resources in the field.

研究分野：若者問題、若者政策、社会学、社会政策

キーワード：若者政策 不安定就労 就労困難 中間的就労 社会的排除 若者支援 若者保障 社会的企業

1. 研究開始当初の背景

成人期への移行が長期化し、労働市場の不安定性も高まると、経済的に頼れる親をもった若者と、それができない若者の二極化が進行する。家族と会社による包摂の度合いが高かった日本のような国はいうに及ばず、多くの工業国で共通する現象となっている。なかでも経済困窮する家庭や悪化した家族関係の下で育ったために自立の条件に恵まれない若者、様々な理由から就労困難な若者、社会的に孤立する若者など、自立することが困難な若者たちが増加している。雇用セクターと家族セクターによって吸収されていたリスクが吸収されなくなり、社会から排除される若者層が増加している状況を踏まえ、新しい時代ステージに特有の若者期の生活保障体系を構築することが学術上も政策上も必要となっている。

2. 研究の目的

本研究チームは、科学研究費の過去2回（7年間）にわたる研究テーマである「社会的排除のリスクを抱えた若者の実態と支援施策に関する国際比較研究」の成果をもとに、総合的な若者政策を構築することを主な目的とする。

3. 研究の方法

研究の方法の第一は、社会的排除のリスクを抱える国内の若者の個人データを分析する。第二は、これらの若者の支援記録から、若者に関連する社会諸制度の有効性・限界性・抜け落ちについて詳細な検討を行い、日本における若者の社会的包摂を進めるために何が必要かを明らかにする。第三は、全国の若者支援に関心を寄せる研究者・支援者・行政担当者らによる研究・教育・支援活動のプラットフォームを作る。第四は、スウェーデン、ドイツ、オーストラリア等の若者政策（とくに生活保障制度）を調査し日本と比較検討する。第五は、社会的排除のリスクを抱える若者に対する生活保障体系を構想する。

4. 研究成果

1990年代後半以後、それまで低迷していた若者研究が活発になり、その後2000年代の中盤あたりまで、政府の若者政策の活発化を背景に、学術研究とマスメディアのさまざまな言説のブームとなった。若年労働問題としての関心からはじまった若者研究および若者施策は、その後不登校、ひきこもり、子どもの貧困、社会的孤立、その他の多様なテーマへと接続し、幼少期から成人期に達する子ども・若者の一貫した環境整備をめざす段階に来ている。（宮本みち子）

(1) 日本とイギリスにおける若年就労支援政策と福祉国家再編

日本とイギリスにおける若年就労支援政策を比較し、なぜ労働市場での就労奨励傾向が強い日本とイギリスにて、労働市場での就労だけでなく、社会的な居場所やそうした場への参加過程を重視する若者政策が進展したのかを検討した。日本とイギリスのどちらにおいても若者政策は大規模な当事者運動の帰結としてではなく、時の政権が政策課題として取り上げ、トップダウンな政策として取り組みが進んだ。能動的な社会政策を核とした福祉国家の再編が進む中では、若者の「自立」を支援することが政策課題として設定され、学卒者や失業者だけでなく若年無業者や就労困難者に対しても何らかの形で社会とのつながりをもたせることが課題として取り組まれた。日本とイギリスでは若者政策が形成された背景と文脈が異なる。能動的な社会政策を中心とした福祉国家の再編は価値観の対立を伴うという側面に焦点を当てて分析を進めた。

（濱田江里子）

(2) 若年無業者に対する就労支援

就労困難な若者に対する支援機関である地域若者サポートステーション(通称サボステ)は開始当初から、地域のネットワークを構築することが要件とされ、教育・福祉・保健医療その他の専門諸機関との連携体制のなかで機能するものと位置付けられてきた。就労に距離のある若者は多様な就労阻害要因をもっている。それらの重なり具合によって就労への距離に違いが出てくる。各地のサボステごとに比率にばらつきはあるものの、通常就労は困難(福祉就労が必要)と予想される者、中間的就労で媒介すれば就労可能な若者を多数抱えている。しかも、就労後も支援を継続する必要がある例も少なくない。若者のニーズに応えるためには、より多くの社会資源を整備することが求められる。(宮本みち子)

若者支援策に経済支援があるかどうかは重要である。先進国は、経済給付(所得保障)と雇用サービスの連携をどのように進めてきたのだろうか。日本・オランダ・オーストラリア・イギリス・フィンランドにおける、無業者(失業者と非労働者)に対する所得保障制度を比較して、「保険型」(日本・オランダ)、「扶助型」(オーストラリア)、「混合型」(イギリス・フィンランド)の3類型に分類した。職歴が乏しい若者にとって、失業扶助が整った「扶助型」や「混合型」の国々の方が、「保険型」の国々より所得保障制度にアクセスしやすいだけでなく、職業紹介・カウンセリング・職業訓練など、若者のニーズに応じて必要な雇用サービスを提供する貴重な機会にもなっている。日本の場合、公的サービスに対するアクセスを欠き、ニーズの評価からも隔たった若者は、社会での位置づけも曖昧にならざるをえない。(樋口明彦)

(3) 地方自治体による就労支援の展開

生活困窮者自立支援制度によって、自治体の若者を含む就労支援は新たな段階に進みつつある。従来からあった相談に加えて、就労準備の段階の支援事業が生まれ、就労に向かう段階の支援、職業紹介においても自治体の役割が注目されている。そして定着する段階が強調され、相談から定着支援まで一連の「プロセスとして継続する就労支援」が可能になるとともに、その仕組みの整備が期待されている。支援のプロセスにおいて、企業等との関係、連携の関係が問われている。企業等は求職者を面接し雇用し育成するという従来の採用・人事政策に加えて、求職準備者=自治体の就労支援を利用して就労をめざす「多様な人材」を体験等で受入れ、雇用し育成するという新しい人材開発に直面している。就労支援としての職業紹介は、「求職準備者(相談者)×相談支援機関(自治体)×企業等」という3者間の継続した交渉・調整プロセスの中に位置付けられ、推進される必要がある。(西岡正次)

(4) 静岡方式と「半福祉・半就労」

静岡方式とは、NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡(代表 津富宏)が試行錯誤を繰り返しながら積み上げてきた就労支援の方式である。就労支援は目的ではなく相互扶助の社会をつくるための手段である。若者の就労支援は、既存の福祉と雇用の隙間から始まった。つまりは、障がい者の支援の対象にもならず、求職活動を通じて一般雇用吸収されるわけでもない若者たちを対象に始まったのがこの分野の特徴である。静岡方式は、地域に根差した市民ボランティアが行う、ストレングスモデル/リカバリーモデルに立つ就労支援である。参考にしたのは、IPS(Individual Placement and Support)と言われる精神障がい者の就労支援である(Becker and Drake, 2004)。その理念は、相互扶助(助け合い)であり、互酬の原理に立つ。つまり、隙間を制度で小さくしようとするのではなく、隙間自体を、互助の原理に則って、再組織化することで、隙間に陥った若者を少しでも生きやすくしようというのが、静岡方式である。新自由主義に立てば、就労を支援するのは、その人の「市場価値」を発現させるために(つまりは、最も効率よく、商

品化するために)発揮するためであろう。しかし、静岡方式はそうではない。静岡方式は、その人が、手に入れるべき「誇り」「自尊心」を手に入れるために、就労を支援する。(津富宏)

(5)社会的アクティベーションの担い手としての社会的企業

異なる複数のアクティベーション政策の内、社会的アクティベーションの重要な担い手として期待されているのが、社会的企業、とりわけ労働統合型社会的企業(WISE)である。欧州では、アクティベーション政策と密接に結びついて発展してきた。多様な生きづらさを抱えた人々の問題を解決するためには、個々人に寄り添いながら、居場所としてのコミュニティを作り出し、地域の諸資源をつなぎ合わせ、就労支援と生活支援等の包括的な支援のあり方が求められる。日本のWISEの歴史的な発展過程を論じ、更に、WISEが今後発展していく上で必要となる連帯経済について日本と英国とで調査・研究をした。(藤井敦史)

(6)若者支援プラットフォームの構築の課題とその意義～若者支援全国協同連絡会～

2006年に始まった「全国ひきこもり実践交流会」の10年にわたる取り組みを振り返り、あらたな一歩を踏み出すために「若者支援全国協同連絡会」をスタートさせた。実践交流会は草の根の若者支援実践から始まり、若者支援政策が展開される時期を経て、周辺領域の各種政策との連携を模索する時期にきている。「若者支援」関連施策の全体像を掴み、民間団体・行政との幅広い協同を模索できるかが、今後の重要な課題である。「居場所」「生活基盤」「役割」という人びとの暮らしを支える3つの要素に着目しながら、オルタナティブな社会-地域づくりの試みを進めていくべきであろう。そのためには、当事者と支援者が「支援/被支援」を超えて、また、多様な担い手と立場の違いを超えて、共に生きやすい社会づくりに向けた協同実践者となれるかが重要である。(佐藤洋作)

(7)おわりに

若者の生活保障に関しては大きな論点がある。若者の生活保障の責任は誰がもつのかという問題である。生活保障を手に入れる責任は若者本人にあるのか、家族(親)にあるのか、国家にあるのかという点である。また、企業にも責任はあるのか、それとも広く社会のさまざまな資源に望みを託すのかを検討し直す必要がある。現在のように、若者の責任は親にあるという前提(親頼み)に立った社会システムにおいては、親の力を借りて窮地を脱出するという慣習にゆだねられ、国家は部分的責任を果たしているに留まっている。その結果、親の援助に頼れない若者は若者支援のネットにもかからない(若者問題の私事化・解決の自己責任)。親の援助がなくとも若者が安定した生活基盤を築くことができるような社会保障制度の強化を図らなければ将来的に貧困に陥る中高年人口が今よりもっと拡大することが懸念される。現状では権利としての若者保障(若者自立保障)は確立しておらず、時間とともに風化しかねないことが危惧される。権利としての若者保障という理念が必要である。(宮本みち子)

5. 主な発表論文等

[雑誌論文]計(13)件

__ 宮本みち子「若年無業者政策と課題」『日本労働研究雑誌』678巻,pp.72-75(2017).

__ 宮本みち子「“失われた20年”の若者世代の貧困」『都市社会学研究』No.9,pp.35-52(2017).

__ 西岡正次「ひとり親家庭と就業における課題～問われる支援モデルの革新」『月刊ヒューマンライツ』No.355,pp.11-17(2017).

__ 佐藤洋作「若者を居場所から仕事の世界に導く社会教育的支援」『日本の社会教育』第61

卷, pp. 159-168(2017).

濱田江里子「若者の『自立』支援とは—日本とイギリスの若者政策における能動化と承認」『千葉大学法学論集』31 巻, pp. 200-236(2016)査読有.

野村武司・十一元三・岩本憲武・村尾泰弘「自閉スペクトラム症と少年司法」『法と心理』16 巻, pp. 19-22(2016).

津富宏「<社会的投資>に関する批判的考察」『日本評価研究』17 巻, pp. 33-41 (2016).

宮本みち子「若年無業者と地域若者サポートステーション事業」『季刊・社会保障研究』Vol. 51-1, pp. 16-26(2015).

宮本みち子「若者の移行期政策と社会学の可能性 「フリーター」「ニート」から「社会的排除」へ」『社会学評論』Vol. 66, No. 2, pp. 204-223 (2015).

濱田江里子「日本とイギリスにおける若年就労支援政策と福祉国家再編」『年報政治学』pp. 166-188(2015). 査読有

布川日佐史「生活保護改革と生活困窮者自立支援法創設」『貧困研究』12 巻, pp. 18-26(2015)

津富宏「若年就労支援「静岡方式」を進化させる」『更生保護』66 巻, pp. 12-17, (2015).

宮本太郎「「支え合い」のシステム転換 2050 年への一つの処方箋」『生活協同組合研究』462 巻, pp. 22-28, (2014).

〔学会発表〕計(8)件

藤井敦史, 「『市民社会論』を通して考える市民社会研究の戦略」, 市民社会サミット, 関西大学, 2018年12月1日(招待報告).

Atsushi Fujii, The comprehensive development process of Japanese WISEs, from a Study of WISE infrastructure organizations, Voluntary Sector and Volunteering Research Conference(NCVO, UK) 7 September 2018.

Eriko Hamada, A Failed Attempt? Social Investment Strategy in Japan, Taiwanese Association for Social Welfare, 1 May 2015, Taichung, Taiwan.

宮本みち子「現代の雇用危機を考える」日本学術会議社会学委員会社会学系コンソシアム(招待講演)2015年01月23日, 日本学術会議講堂.

Hiroshi Tsutomi, Classic strain, general strain, and delinquency: An empirical examination of two strain theories among Japanese and Chinese students, American Society of Criminology meetings, 20 November 2014, in San Francisco Marriott.

宮本太郎「政治改革以後の福祉政治」日本政治学会, 2014年10月11日, 早稲田大学.

宮本みち子「女性の貧困とアンダークラス化はなぜ進むのか」日本学術会議(招待講演)2014年06月21日, 日本学術会議講堂.

布川日佐史, 貧困・低所得者への自立・就労支援の課題, 釜山韓国社会福祉学会春季学術大会韓国学術交流シンポジウム(招待講演)2014年04月26日, 釜山.

〔図書〕計(11)件

濱田江里子「こどもの貧困対策にみるイギリスの社会的投資戦略の変遷」三浦まり編『社会への投資: <個人>を支える, <つながり>を築く』岩波書店, 320(2018).

宮本太郎『共生保障<支え合い>の戦略』岩波新書, 256(2017).

- 宮本太郎編著・西岡正次『転げ落ちない社会～困窮と孤立をふせぐ制度戦略』勁草書房,362(2017).
- 津富宏 + NPO 青少年就労支援ネットワーク静岡『生活困窮者自立支援も静岡方式で意向!! 2 - 相互扶助社会をつくる』クリエイツかもがわ,172(2017).
- 樋口明彦『若者の社会的リスクに対する社会保障制度の射程』乾彰夫・本田由紀・中村高康編『危機のなかの若者たち』東京大学出版会,410(2017).
- 藤井敦史(研究代表者)・原田晃樹・熊倉ゆりえ他『(公募委託研究シリーズ58)中間支援組織調査を通して見た日本の労働統合型社会的企業(WISE)』全労済協会(2016).
- 宮本みち子編・津富宏・佐藤洋作・樋口明彦・白水崇真子・岩本真実『すべての若者が生きられる未来を』岩波書店,249(2015).
- 青砥恭 + さいたまユースサポートネット編『若者の貧困・居場所・セカンドチャンス』太郎次郎社エディタス,238(2015).
- 小杉礼子・宮本みち子編著・白水崇真子『下層化する女性たち労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房,266(2015).
- 津富宏編著『発達障害とキャリア支援』金剛出版,260(2014).
- 布川日佐史(共編著)『最低生活保障と社会扶助』明石書店,224(2014).

〔産業財産権〕

〔出願〕 計(0)件

〔取得〕 計(0)件

〔その他〕

世界の若者支援：現場からのレポート

<http://www.campus.ouj.ac.jp/~miyamoto/index.html>

6. 研究組織

宮本みち子 Miyamoto Michiko 放送大学教養学部客員教授 60110277.

(1)研究分担者

野村武司 Nomura Takeshi 東京経済大学現代法学部教授 00228363.

宮本太郎 Miyamoto Taro 中央大学法学部教授 00229890.

濱田江里子 Hamada Eriko 千葉大学大学院社会科学研究院特任研究員 40711916.

津富宏 Tsutomi Hiroshi 静岡県立大学国際関係学部教授 50347382.

藤井敦史 Fujii Atsushi 立教大学コミュニティ福祉学部教授 60292190.

布川日佐史 Fukawa Hisashi 法政大学現代福祉学部教授 70208924.

樋口明彦 Higuchi Akihiko 法政大学社会学部教授 70440097.

(2)研究協力者

佐藤洋作 Sato Yosaku NPO 法人文化学習協同ネットワーク代表理事.

青砥恭 Aoto Yasushi NPO 法人さいたまユースサポートネット代表理事.

西岡正次 Nishioka Masaji A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター)就労支援室長.

白水崇真子 Sirouzu Sumako 一般社団法人ライフデザイン・ラボ 代表理事.

岩本真実 Iwamoto Mami (株) K2 インターナショナルジャパン/NPO 法人ヒューマンフェローシップ代表理事.

関口昌幸 Sekiguchi Masayuki 横浜市政策局政策課担当係長.